

宗会条例第 42 条及び宗議会議事条規第 22 条の規定により、下記決議（案）を發議いたします。

2018 年 5 月 31 日

宗議会議長 新羅 興正 殿

## 記

### 1 内局不信任決議（案）

但馬内局を信任せず。

#### 理 由

この度の首都圏開教拠点設立における財産処分宗派内手続きに係わる問題は、一宗教団体に大谷派財産の一部を寄付して宗教法人を設立するに当たり、財産管理審議会や参与会、常務会において財産処分の承認を得ずして、法人設立に係わる一切の手続きを進めたことにあります。

内局は、「覚書」の締結は、宗務執行方針の確認の為で、寄付行為の着手や寄付予約契約には該当しないとしますが、この「覚書」こそが所轄庁が認証する重要な根拠となったものです。財産処分そのものを内容とする「覚書」の締結に当たっては、議会の議決が不可欠です。議会の承認を得ず、「覚書」の締結を行ったことこそが議会無視そのものです。宗教法人「真宗大谷派」規則には、「普通財産たる不動産について、これを譲渡、交換、貸与、出資の目的若しくは私権の設定等の処分をし、又はこの法人の目的以外の使用をさせようとするときは、責任役員会並びに参与会及び常務会の議決を経て、その行為の少なくとも一月前に、利害関係者に対してその行為の要旨を示してその旨を公告しなければならない。」と定めていることに違反しています。まさにコンプライアンス違反です。

いままで大谷家との紛争に明け暮れながら、私たち大谷派教団が学び獲得した宗憲は、「何人の専横専断をも許さず、あまねく同朋の公議公論に基づいて行う。」ということ。たとえ議会の信任を得て宗務執行の責任を預かる内局であっても、財産処分を約束する覚書を結ぶことによって、所轄庁の宗教法人設立認証の後ろ盾となった契約を、議会の承認もなしに締結する権限などありません。そこにこそ今回の疑義の生ずる元があります。議場においてその疑義を糺すとも、質問に対し明確な答弁を避け、自身の正当性のみを主張する但馬内局に対し、不信任決議を提案するものです。

以 上